

平成30年
8月号

H30.7.23
東近江市にて撮影

近江米情報

発行 / 近江米振興協会

大津市松本一丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター内 編集責任者 小久保 泰
TEL (077) 523-3920 FAX (077) 523-5611 ★ホームページ <http://www.ohmimai.jp/> ★E-mail:shiga@ohmimai.jp

【病害虫の発生と防除】

滋賀県病害虫防除所

～この時期に注意が必要な病害虫～

本号発行後、水稻については収穫まで日が少ないため、防除する場合は薬剤の登録内容(特に収穫前日数)に注意してください。

【水稻】

1. 穂いもち

各ほ場の状況をよく確認し、発生が多い場合は、防除を実施してください。

2. 斑点米カメムシ類

地域やカメムシの種類によって発生状況が異なるため、下記を参考に適切な防除対策を実施してください。

- ①ほ場周辺の畦畔や雑草地にアカスジカスミカメの発生が多い場合は、乳熟期頃(出穂7~10日後)に防除します。
- ②穂揃期以降に斑点米カメムシ類が確認できるほ場では、糊熟期頃(出穂16日後を中心とした出穂10~20日後)にも防除します。
- ③粒剤を施用する場合、田面を露出させない程度に湛水状態とし、出穂7~10日後に散布します。さらに、畦畔等からの漏水防止に留意し、薬剤散布後1週間は落水やかけ流しをしません。なお、エチプロール剤(キラップ粒剤)は出穂10日前~出穂期が散布適期です。
- ④畦畔雑草は、斑点米カメムシ類の越冬場所となるので、収穫終了後にも次年の防除対策として除草を行います。

3. トビイロウンカ

中国大陸から飛来するトビイロウンカは、7月10日頃までに本県への飛来が認められると、坪枯れなどの被害が発生する危険性が高くなります。飛来状況については、病害虫防除所からの情報に注意してください。



トビイロウンカ
短翅型雌成虫

【大豆】

1. 紫斑病

葉、莢や子実などに発生します。子実に発生するとヘソを中心とする紫色の斑紋ができます。莢の発病は開花30日後以降に急増するので、若莢期に重点を置いて防除をします。なお、種子伝染するので、発病したほ場から採種せず、健全な種子を用いることが必要です。



べと病 紫斑粒

2. べと病

葉や子実に発生します。子実に発生すると子実上に胞子を形成し、粉を吹き付けたようになります。発生初期に防除を行います。低温・多湿条件で発生が多くなり、また過繁茂でも発生が多くなるので、窒素過多にならないように注意しましょう。特に「タマホマレ」は発病しやすいので注意が必要です。なお、種子伝染するので、発病したほ場から採種せず、健全な種子を用いることが必要です。

3. 茎疫病

地際部と茎に発病します。発病すると徐々に黄化し、枯死します。病斑部は白色粉状の菌糸が見られますが、二次寄生菌が付くことが多く、これにより淡紅色から灰褐色に変わります。被害部には菌核を形成しません。連作を避け、排水不良条件で多発するので、高畦にし株間の風通しをよくします。また、発病株を早期に抜き取り、処分することが必要です。特に、黒大豆は発病しやすいので注意が必要です。

4. 吸実性カメムシ類

大豆を加害する主なカメムシは、アオクサカメムシ、イチモンジカメムシおよびホソヘリカメムシの3種です。被害は成幼虫が莢を吸汁することによって起こり、早期に吸汁されると「屑マメ」になり、後半に吸汁されると吸汁痕が残り変形粒となります。多発すると子実が実らなくなり、落葉せず株が青立ちとなり、減収に加え、収穫時の障害となることもあります。開花前には場周辺の雑草を除去したり、若莢期から子実肥大期に数回の薬剤防除を行います。



フタスジヒメハムシ

5. フタスジヒメハムシ

幼虫は地中で根粒を食害し、多発すると生育不良となる場合があります。成虫(写真)は葉や莢などを食害し、葉が食害されると食痕は円形の穴となります。莢の表面が食害された場合、食害部に接した子実に黒斑ができ、品質を低下させます。防除は、子実肥大初期に薬剤を散布します。

6. サヤムシガ類

幼虫は若葉、茎や莢を綴り合わせ食害します。莢だけでなく内部の子実も食害し、子実の腐敗を引き起します。被害葉は縮れて奇形となります。防除は若莢期に薬剤を散布しましょう。被害葉内や土中で越冬するので、耕耘や湛水により密度を低下させることも有効です。



ハスモニヨトウ若齢幼虫

7. ハスモニヨトウ

通常、被害は8月中旬以降に発生します。数百卵の卵塊が葉裏に産みつけられ、ふ化幼虫は集団で葉肉を食害します。このため、被害葉は葉皮と葉脈だけが残り、白く見えるので、これを「白変葉」と呼び、発生の目安になります。幼虫は成長に伴って分散し、主に葉を食害しますが、多発すると莢も食害するので、被害が大きくなります。幼虫は大きくなると薬剤の効果が劣るので、若齢期に薬剤を1~2回散布します。なお、ふ化直後は群せいしているので(写真)、白変葉を見つけしだい除去することも有効です。

8. ハダニ類

大豆に寄生するハダニ類は、主にカンザワハダニとナミハダニです。寄生葉は、初め白斑を生じ、寄生密度が高くなると次第に黄化(写真)し、落葉する場合があります。高温・乾燥の年に発生が多く、8月以降に多発しやすくなるので、発生初期に薬剤を散布します。

(病害虫防除所)



ハダニ類による被害葉

滋賀県病害虫防除所ホームページ

<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/byogaichu/>

最新の発生予察情報やIPM、病害虫の見分け方などの関連情報を載せています。また農作物病害虫雑草防除基準へのアクセスもできます。

詳しくは検索・クリックしてください。

滋賀 防除所

検索

最新の情報はこちらです!

<病害虫発生予報> 8月7日、8月28日、9月26日発表

<防除情報・注意報・警報> 隨時発表



米穀情勢

全農滋賀県本部 米麦農産部

1.消費・価格動向

(1) 消費動向

ア. 総務省家計調査

総務省家計調査によると、平成30年5月の米の一世帯あたり購入量は、前年比100.4%と前年を上回り、平成29年6月からの12か月合計については、米は前年比100.3%(66.73kg、前年差+0.21kg)とめん(前年比101.1%)とともに上回り、パンは前年比99.7%と下回った。

イ. 量販店等の売り上げ動向

(ア) チェーンストア協会加盟量販店の平成30年5月の食料品売上高は、既存店ベースで前年比100.5%と前年を上回り、食料品のうち、米が含まれる「その他食品」の売り上げも前年比102.2%と上回っている。

(イ) コンビニエンスストアの平成30年5月は、全国的に降水量が多く、特に、ゴールデンウィーク期間中の気温の低下等により、来店客数が減少したことや、飲料・アイスクリーム等の売れ行きが不調となり、既存店売上高は前年を下回る結果となった。米飯類が含まれる「日配食品」の売上高については、前年同月比0.5%と前年を上回った。

(ウ) 外食産業の平成30年5月は、ゴールデンウィークの休日が土曜日と重なり短くなったり、雨天日が多かったことなどから連休明けの客足は弱めに推移したが、高付加価値メニューの堅調等により客単価上昇が続いている、全体売上は前年比100.4%とほぼ前年並みながら、21か月連続して前年を上回った。

(2) 販売価格(玄米価格)の動向

29年産米の平成30年5月の相対価格(出荷業者と卸売業者との間の玄米の相対取引契約価格)は、前年産同月比+1,285円/60kgの15,735円/60kg(税込・包装込)と、前年産を上回った。

(3) 小売価格(精米価格)の動向

総務省小売物価統計の精米価格の調査結果によれば、平成30年5月の精米小売価格(東京都区部における特売を除いた精米5kg当たりの店頭販売価格)は、前月よりコシヒカリが43円/5kg下回り、コシヒカリ以外は14円/5kg上回った。

2.29年産米の主食うるち米の契約・販売状況(30年6月末現在)

29年産米の6月末現在の契約数量は、2,001千㌧(前年比94%)と、前年を下回っている。また、販売数量は、6月末現在で1,337千㌧(前年比94%)と前年を下回っている。

○全農全体の契約・販売状況(6月末現在)

単位：千㌧、%

年産	契約数量	販売数量												
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
29年	2,001	5	19	46	109	110	137	109	131	171	169	164	167	1,337
28年	2,128	7	15	53	103	114	154	102	146	193	176	171	190	1,425
29/28	94%	73%	126%	88%	106%	97%	89%	106%	90%	88%	96%	96%	88%	94%
29-28	▲ 127	▲ 2	4	▲ 6	6	▲ 4	▲ 17	6	▲ 15	▲ 22	▲ 7	▲ 8	▲ 23	▲ 88

注1) ラウンドの関係で合計が合わない場合がある。

注2) 販売数量は、実出荷ベース。

3. 国の基本指針にもとづく需給見通し

農林水産省は、食糧部会において「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(29年11月、30年3月一部変更)を公表し、29／30年主食用等需要量を744万㌧(29年7月の指針752万㌧から▲8万㌧下方修正)、30年6月末民間在庫量を186万㌧(前年差▲13万㌧)とする需給見通しを示した。

また、需給見通しにおける30年産の主食用米等生産量は、31年6月末民間在庫量が安定供給を確保できる水準(180万㌧)になるものとして、735万㌧(29年生産数量目標と同数量)と設定された。

○全体需給の見通し(31年6月末民間在庫)

(単位:万㌧)

平成29年6月末民間在庫量	A	199
平成29年産主食用米等生産量	B	731
平成29/30年主食用米等供給量計	C=A+B	930
平成29/30年主食用米等需要量	D	744
平成30年6月末民間在庫量	E=C-D	186
平成30年産主食用米等生産量	F=G-E	735
平成30/31年主食用米等供給量計	G=H+I	922
平成30/31年主食用米等需要量	H	742
平成31年6月末民間在庫量	I	180

(備考)農水省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(11月30日、3月28日一部変更)にもとづき作成。ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

4.30年産の作付動向

農林水産省は、5月30日に平成30年産米等の作付動向(第2回中間的取組状況(4月末時点))を公表した。

主食用米については、29年産実績と比較し前年並み傾向である県が34県、増加傾向が6県、減少傾向7県となっており、全国の作付面積は前年から大きく変化する状況にはないが、全県的に備蓄米の作付が減少しているほか、一部県域では主食用米の作付増の動きが顕著であるため、引き続き動向を注視する必要がある。

○30年産米等の第2回中間的取組状況(平成30年4月末現在)

	29年産実績との比較(県数)									
	増加傾向			前年並み傾向			減少傾向			
	1月末時点	4月末時点	増減	1月末時点	4月末時点	増減	1月末時点	4月末時点	増減	
主食用米	6	6	0	36	34	▲ 2	5	7	2	
飼料用米	9	9	0	20	14	▲ 6	16	22	6	
加工用米	18	19	1	14	7	▲ 7	10	16	6	
WCS	13	15	2	19	13	▲ 6	11	15	4	
新市場開拓米 (輸出用米等)	27	32	5	7	2	▲ 5	0	2	2	
麦	13	14	1	25	17	▲ 8	7	14	7	
大豆	11	15	4	31	17	▲ 14	3	13	10	
備蓄米	0	0	0	3	1	▲ 2	29	31	2	



平成30年産 米の事前検査指導事項

近畿農政局滋賀県拠点

登録検査機関は、本年の生育状況及び病害虫の発生予察等の情報を収集し、検査前までに検査程度の統一を図るとともに、農産物検査員（以下「検査員」という。）に対して以下の事項に留意しながら的確な品位格付け等を行うよう指導をお願いします。

なお、平成26年産から『飼料用米』と『米粉用米』の助成は、収量に応じて交付金が変動する「数量払い」となっています。対象となる数量は、農産物検査を受けて「合格」や「3等以上」に格付けされた数量等とされていますのでご留意ください。

1 受検者への周知に関する事項

(1) 的確な乾燥・調製の実施による適正水分の確保

過乾燥や水分過多は米の品質を著しく低下させる要因となるため、仕上げ水分については、14.5%～15.0%になるよう調製指導をお願いします。

(2) 受検品への被害粒等の混入防止

①着色粒の混入防止

着色粒はカメムシ類の被害によるものが多いため、畦畔はもとより、ほ場に隣接する草地の一斎除草に努める。

また、乾燥能力以上の刈り取りに伴う高水分もみの堆積等によるヤケ米（発酵による着色粒）を防止するため、計画的な刈り取りを実施する。

②異種穀粒・異物の混入防止

麦類やその種類以外の異種穀粒の混入は、精米の円滑な流通に支障を生じさせることから、コンバインや乾燥調製機器の清掃及び点検整備を行う。

特に、玄米への草種（くさねむの種等）の混入が見受けられるため、ほ場での除草の徹底を行う。

また、土砂、石、ガラス、プラスチック、金属片が混入したものは検査ができないことから、その混入防止について生産者に注意喚起をお願いします。

③適期刈り取りの励行及び胴割粒の発生防止

適期に収穫作業を行うことは品質の向上を図る上で重要であり、特に刈り遅れについては、形質を低下させるだけでなく、胴割粒や発芽粒の発生要因となることから、適期刈り取りの励行を周知する。

また、早生品種を中心に、登熟期における高温等の影響による立毛中の胴割れが多く見受けられるため、早期の落水を避ける。

なお、過乾燥による胴割粒の発生を防止する観点から乾燥機の送風温度等に十分注意し、品質の低下を防止する。

(3) 適正な荷造り・包装等の実施

荷造り及び包装にあっては、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第1の(3)の口の(ハ)の第1種紙袋の荷造り及び包装の規定に基づき、正しく荷造りを行うよう指導するとともに、集荷段階でチェックするよう関係者に周知する。

また、種類、年産、銘柄及び検査請求者記載欄への必要事項の記載にあたっては的確に行うよう指導する。特に、銘柄欄の枠内に収まるゴム印の使用及び正しい銘柄名の記載について徹底する。

(4) 検査請求書の記載方法

農産物検査請求書の記載事項及び記載方法については、「農産物検査に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）の「国内農産物の検査実施マニュアル」（以下、「検査実施マニュアル」という。）に基づき、業務規程に定める様式で適正に請求されるよう受検者に指導する。

2 適正な農産物検査の実施に関する事項

(1) 的確な品位格付

①乳白粒、心白粒等

近年、水稻の登熟期における高温等の影響による乳白粒、心白粒の発生が品質低下の大きな要因になっています。

乳白粒、心白粒、腹白粒、背白未熟粒及び基部未熟粒については、精米にした際に粉状質粒となり、精米の品質に及ぼす影響が大きいことから、「検査実施マニュアル」の「国内産農産物の被害粒等の取扱いについて」第3の3の(4)に基づき的確に判定するとともに、形質(心白及び腹白)の判定の程度を統一する。

②カメムシ類等の被害による着色粒

カメムシ類等の被害は、水田の周縁部に多い傾向があり、同じほ場から生産された検査荷口であっても混入の程度にはらつきが生じる場合があることから、採取箇所が偏ることのないよう留意するとともに、包装されたものの検査にあっては、検査荷口を構成する個体から均一に鑑定試料を採取する。

また、着色粒は、精米の外観を著しく損なうため、混入の限度(最高限度)が1等0.1%、2等0.3%、3等0.7%と規定されており、黒カルトンと白カルトンを併用して鑑定を行う。

また、疑問品については、目視のみで判断することなくパーリングを行う等精米の品質に及ぼす影響を確認の上、格付けを行う。

③胴割粒

胴割粒は、とう精の段階で碎粒となり精米歩留まり及び精米の品質を著しく低下させ、米の円滑な流通に支障を来すこととなるため、混入の有無の判定は注意深く行う必要がある。

このため、受検荷口毎に最低1点は、穀粒透視器及び鏡板を活用して胴割粒の有無を確認するなど「検査実施マニュアル」の「国内産農産物の被害粒等の取扱いについて」第3の3の(1)のオに基づき的確に判定する。

(2) 的確な銘柄鑑定

銘柄の検査に当たっては、検査請求に係る品種の特性・特徴が明確であるか、他品種の混入が認められないかを確認し、生産者別の品種別作付け状況及び種子の更新状況などを確認の上、適正な銘柄検査を行う。

(3) 適正な農産物検査証明の記載

①農産物検査を行ったときは、農産物検査法施行規則(昭和26年5月19日農林水産省令第32号)及び「検査実施マニュアル」の「検査証明等に関する手続き」に基づき、定められた場所に、等級証印、種子用証印、醸造用証印及び検査員日付印を確実かつ鮮明に押印する。

また、等級証印、種子用証印及び醸造用証印を抹消、訂正する場合は×の証印を使用する。

②検査証明の記載事項の確認については、次の事項に留意し、最終確認を徹底。

ア 受検前の産地品種銘柄以外の品種名の「銘柄」欄への記載禁止

受検者に対して、産地品種銘柄以外の品種については、受検前に「銘柄」欄に記載することがないよう事前に周知する。

イ 検査請求時の「銘柄」欄の確認

産地品種銘柄以外の検査請求がある場合には留意する。

ウ 検査証明未確認受検品の移動の禁止

検査員が検査証明の内容を最終確認していない受検品は、検査員が指示するまで移動しないよう検査補助者等に事前に周知する。

エ 検査証明の最終確認の徹底

検査証明の内容及び記載事項について、検査員自らが最終確認を行うものとし、最終確認したことが記録として残るよう、検査野帳等をチェックリストとして利用することにより、最終確認を行う。

③施設におけるばら検査(フレコンばら及び個人調製ばらを含む。)においても、上記②に準じて確認を行うとともに、検査証明の内容及び記載事項の最終確認を徹底する。



平成30年産 米近江米集荷目標必達決起大会の開催

～生産者(組合員)との接点強化による「集荷拡大(回復)」～ 全農滋賀県本部 米麦農産部

6月14日、びわ湖大津プリンスホテル、コンベンションホール「淡海」にて、県内JAの組合長、理事長、営農・販売担当部課長等、関係機関含めて、総勢117名が出席し、「平成30年産米近江米集荷目標必達決起大会」を開催しました。

全農滋賀県本部では、米穀事業方針として「播種前契約」、「複数年契約」等の拡大を推進しているが、その基盤となる集荷体制の強化にも取り組んでおり、今回の大会もその一環として開催しました。

大会内容は、2部構成となり、第1部では、「平成30年産米の集荷目標必達に向けて」と題し、全農滋賀県本部の米麦農産部 山川部長より説明および、阪神米穀株式会社 代表取締役社長 田中 隆氏より「産地への期待と要望」と題し、ご講演いただきました。

また、生産者への接点活動の強化のため本年度から構築したRP(ライスプランナー)チームの県内全16JAと全農滋賀県本部の各RPリーダーの紹介とともに決意表明、および出席者全員でガンバロウ三唱を行いました。

第2部では、「2軍監督としてのチームづくり・人づくり」と題し、阪神タイガース オーナー付シニア・エグゼクティブ・アドバイザー掛布 雅之氏よりご講演いただきました。



▲RPリーダーとともに全員で、ガンバロウ三唱



▲阪神米穀(株) 田中社長



▲阪神タイガース 掛布 氏



平成30年度 滋賀県麦民間流通地方連絡協議会開催

全農滋賀県本部 園芸農産課



去る7月27日、大津市内の会場において、滋賀県産麦の民間流通を円滑に進めるため、製粉会社などの実需者と生産者団体、行政関係者の44名が出席し、平成30年度滋賀県麦民間流通地方連絡協議会を開催しました。

この協議会は、本県産麦に関する当年産の生産事情、実需者からの数量・品質要望、銘柄別事情などの情報交換を目的として開催しています。今回の協議会では、生産者団体および行政側からは、平成30年産麦は台風や降雨による播種の遅れや播種以降の低温により生育が遅れていたが3月以降の好天と追肥対策により平年を上回る収量・品質が確保できる見込みであるとの概況報告や、滋賀県における麦生産の現状と新品種の作付等による今後の生産振興について説明を行いました。

一方、実需者側からは、新品種の作付を含めた今後の麦生産について、実需者の要望や評価に沿った生産を要望されました。

また、平成31年産麦の滋賀県産民間流通麦について、入札上場比率の設定として従来どおりの30%のことや、一定の幅の設定として契約数量に対する収穫後の確定数量のアローワンス(一定の幅)を全ての麦種において平成30年産と同様の±15%とすることが決定されました。

実需者より、購入希望数量が販売予定数量を上回っている状況のなか需要にもとづく作付を行うことや、新品種「びわほなみ」への品種切替について実需者の評価を踏まえて慎重に進めるよう要望されました。これらを踏まえて全農県本部は、より一層播種前契約に基づいた作付けを徹底した上で、それらの数量の確保と実需者ニーズに対応した高品質で安定的な麦生産に向けた技術対策の周知、及び需要に応じた品種への作付け誘導を関係機関と連携して進めています。

おいしいごはんを提供するために

実需者インタビュー

近江米振興協会

お客様：株式会社阪急デリカアイ
執行役員 事業副本部長 都 康一郎 さん
聞き手：近江米振興協会 事務局長 小久保 泰
コーディネーター：伊藤忠食糧株式会社
関西支店米穀課長代行 梅村英治 さん
とき：平成30年6月27日

事業所紹介 株式会社阪急デリカアイ

本社・池田工場
南港工場（今回の訪問地）
惣菜、寿司、弁当、和菓子の製造・販売



お話ししていただく都さん

お米の消費の動きはいかが…

事務局 お忙しいところをお世話になります。今日は、これまでご利用いただいている近江米についてお話を伺いたいと思います。

お米の消費は年々下がってきており、中食、加工の分野では順調に伸びています。このような中、皆様の業界からご覧になります消費の動向とか、炊飯業界全般的な状況はいかがでしょうか。

都さん 元々は炊飯をベースに、お寿司はお稲荷さん、巻き寿司が主体でした。特に大阪では押し寿司が主体でしたが、だんだん握り寿司が増え、お寿司のニーズが変わってきており、わが社ではその影響を受け、売り上げは減少傾向です。

以前は街のお寿司屋さんからお客様はお寿司をとられていきましたが、それがスーパーで買われるようになり、更には回転すしのほうに流れるようになってきています。お米そのもののニーズは変わっていないかも知れませんが業界の流れはそのような状態になっています。

お弁当のご飯についてですが、最初の頃は1食250グラムぐらい入れていたのが、170~180グラムぐらいに減ってきています。おかず中心になってきているようで、お米の消費がなかなか伸びません。我々にとって、厳しい状況です。

近江米産地の滋賀との関係では…

事務局 近江米産地の滋賀との関係などお聞かせいただけますでしょうか。

都さん 2年ぐらい前ですかね、「みずかがみ」が大々的に売られるようになったのは。そうですね、足掛け6年ぐらいになります。徐々に量も増え、食味ランクインで「特A」を3年連続で獲れました。

滋賀は、これまでからずっとお世話にならせていただいている産地です。

2年前には滋賀の産地を訪問して圃場を見せていただきましたし、うちの工場も見に来ていただきました。また、これまでから滋賀とのつながりは、お米の取扱いを通じてかなり長くなります。

年間のお米の取り扱いはどれくらいでしょうか。

全量的に見ますと、ここ南港工場では月間で寿司米を100トン、白米を50トンの計150トン、年間にしますと1,800トンぐらいになります。池田工場と合わせるとざっと年間4,000トンぐらいでしょうか。

人口減少の中で…

事務局 これからは人口が減っていきますので、ますます難しくなりそうですが。

食生活で、以前はご飯であったのが、今はパンも普通になってきています。食べなくなっているのをどのようにするのかということが課題ですね。

最近、医療面で食事制限についておかずよりご飯を摂りなさいという指導もあるようですが、それでもご飯は体に良くないという偏ったイメージが強く残っています。

今は、雑穀や大麦などを入れて雑穀米が健康になるというようなイメージがで

きて、ますます米の消費は今後も減りますね。

お米は売れると、ありがたい商品なんですけれど。パスタとかうどんを使った惣菜品などもつくっていますが、そちらは伸びていますね。

事務局 お米の仕入れについて、どのようなところに重点を置かれていますか。



都さん 全農系と市場系の二つに分けています。分けていますのは、リスクヘッジが大きな理由で、次に情報収集の面からです。そして、もう一つは信用できるところから仕入れたいということです。

事務局 炊飯とか加工面でのご苦労などがありましたら

都さん 私どもが困りますのは、コメの切り替わりで年度替わりの時です。同一品種であっても水分値が変わったり、粒の大きさが若干違ったりしますので炊くのが厳しいのと、単一米でいくとブレがあり、ブレンドをしていないと大量に炊いたときにブレが大きく出てしまうことがあります。そうしたことから、節分が終わるころまでは新米を使いたくないと思います。

そういう面では、「日本晴」はブレが少ないですね。ブレが少ないということが、品種を選ぶ時の基準にもなります。そして、炊いたご飯の時間の持ちがよいということも挙げられます。

お客様からのお声などは…

事務局 お客様の方からのお声など、お話ししただけましたら。

都さん お客様から必ずあるのは、「これ国産米ですか？」という話です。そして、お客様からは、硬い、柔らかいはあっても旨味に関しての評価の声はあまり無くて、総菜としてお弁当になったり、おむすびにしたりとかという形になってくるので、そういうところでの評価はいた

だきますが、お米がおいしいとかまずいという評価はなかなかいただけませんね。

しかし、業者のなかでは、各社のものを買ってきてお米の味比べをするんですよ。意外とお客様から米の味についてスーパーなどではなく、百貨店では若干あるかなと、百貨店などの場合、お寿司などでお米のブランド指定をされたりします。

滋賀県産米の貴社での評価はいかがでしょうか。

私の中では、滋賀の評価はめちゃめちゃ高いですよ。お世辞じゃなくて。滋賀は、消費地じゃなく、完全に産地なんですよ。カントリーがあれだけたくさん立っており、備蓄があるんですよね。もし、震災とか大きな事故が起きたとき、滋賀の場合物流の面からみて非常に近いという利点があります。

2年ほど前に、イズミヤのバイヤーや阪急デリカアイのメンバーを連れて、売る方と作る方と一緒に滋賀へ行って、どういう圃場でどういう作り方をされているか見て、大体うちでは1日にこれぐらいの広さの田んぼのお米を使用しているんだと言って見学してきました。そういう意味でも滋賀は非常に高く位置付けています。

滋賀県産米への思いのほどを…

事務局 最後に、農業の展望とか、私ども近江米振興協会などに対してご要望などがありましたら…。

都さん 我々の言葉があまり伝わっていないのではないか、と感じています。実は、先の「日本晴」もそうなんですが、我々が欲しい時に実は「ない、ない」と言われるんです。そして、県本部に行ったときにすごく余っていたというようなことがありました。会社にはそれぞれ思惑もあると思いますが、情報がうまく伝わっていないのではないかと思いますので、今日のように堅苦しくなく、出来れば簡単に圃場を見て、生産者の方と話をして、お互いの思いを交換できる流れができるれば有難いなあと思いますね。

あとは、価格がいつも同じで安定を願っています。価格が下がったときは商品の値段も下げますが、価格が上がったときは商品の値段を上げようとすると消費者の皆さんには買ってくれなくなる。そうすると、内容を徐々に少なくしていくことになり、消費全般が減っていくことにつながっています。

「コシヒカリ」一辺倒にならないように願いたいですね。



〈平成30年度 しがの農業経営相談所〉

あなたの農業経営をレベルアップ!

しがの農業経営相談所

【事務局:滋賀県農業経営課、(一社)滋賀県農業会議、JA滋賀中央会】

～農業経営高度化アドバイザーを活用してみませんか～

「農業経営を法人化したい」「経営規模を拡大したい」「今以上に収益性を向上したい」「次の世代に円滑な経営継承をしたい」など、農業経営を行う上では様々な課題があります。

これらの課題解決に取り組まれる農業経営者を支援するため、滋賀県農業再生協議会では国の補助事業を活用し、農業経営に関する相談体制として「しがの農業経営相談所」（以下、「相談所」という）を設置しました。

相談所では、農業経営者の経営診断・指導、経営相談を行うため「農業経営高度化アドバイザー」を派遣し、農業経営の発展を支援します。



● 相談（アドバイザー派遣）の流れ

① 派遣申込み

- ・後掲の「相談申込書（様式第1号）」と「個人情報および経営情報の取扱い」に必要事項を記入し、しがの農業経営相談所へ送付してください。
- ・相談所の受付窓口は次の3か所ですが、お近くの県農産普及課やJA等を通じて申し込みいただいても結構です。

＜しがの農業経営相談所受付窓口＞

滋賀県農業経営課	(一社) 滋賀県農業会議	JA滋賀中央会農業対策部
TEL 077-528-3845 FAX 077-528-4882 gc00@pref.shiga.lg.jp	TEL 077-523-3904 FAX 077-524-0245 shiganou@nca.or.jp	TEL 077-521-1616 FAX 077-528-2140 noutai@kencyu.jas.or.jp

② 派遣決定

- ・アドバイザー等と日程調整を行った後、申込者に対して「派遣決定通知」を送付します。（調整には2週間程度時間をいただくことがあります）
- ・その際「相談申込者の経営概要書」と「相談会等出席者名簿」の様式も送付しますので、相談会当日にアドバイザー等へお渡し願います。（経営概要書は事前に事務局へ送付いただいても結構です）
- ・必要に応じて、県農産普及課やJA等へも連絡し、相談会への同席を依頼します。

③ 相談会等

- ・当時は、「相談申込者の経営概要書」の他に、相談に必要となる資料を準備いただき、相談会がスムーズに進むようご協力願います。
- ・相談会に提出いただいた資料等は、アドバイザーを通じて相談所内で共有させていただきます。
- ・複数回の相談が必要な場合は、初回にアドバイザーや関係者と十分協議いただき、内容と回数を決定の上、再度「相談申込書（様式第1号）」を提出願います。

● 農業経営高度化アドバイザー 下記のとおり

● 謝金等

アドバイザー派遣に関する所定の謝金、旅費等の経費は不要です。

● アドバイザーの派遣期間

平成30年5月中旬～平成31年3月上旬
ただし、予算の範囲内で短縮する場合があります。

農業経営高度化アドバイザー一覧 《平成30年度》

NO	資格他	氏名	所在地	所属
1	公認会計士・税理士	源田 佳史	東京都	源田佳史公認会計士事務所
2	公認会計士・税理士	内海 靖	草津市	内海会計事務所
3	税理士	中村 邦男	彦根市	中村邦男税理士事務所
4	税理士	小畠 雅人	高島市	税理士法人小畠会計事務所
5	税理士	山本 治三	近江八幡市	山本治三税理士事務所
6	税理士	上林 清司	東近江市	上林清司税理士事務所
7	税理士	杉本 浩志	栗東市	杉本総合会計
8	税理士	石井 俊行	日野町	石井会計事務所
9	税理士	小高 寛三	長浜市	小高寛三税理士事務所
10	税理士	居林 裕樹	長浜市	居林三保磨税理士事務所
11	中小企業診断士	田中 清行	高島市	田中マネジメント事務所
12	中小企業診断士	川北 日出夫	草津市	川北ビジネスコンサルティング
13	中小企業診断士	石本 和治	奈良市	1031(とうざい)ビジネスコンサルティング
14	中小企業診断士	松島 明男	大津市	ボルテックス コンサルティング オフィス
15	社会保険労務士	池田 英祐	草津市	池田英祐社労士事務所
16	社会保険労務士	中村 利弘	高島市	社会保険労務士法人 恒智会
17	社会保険労務士	岡本 将宏	守山市	おかもと社労士事務所
18	学識経験者	藤井 吉隆	豊橋市	愛知大学地域政策学部教授
19	農業法人経営者	西村 紳一郎	東近江市	(農) ぐっど・はーべすと
20	農業法人経営者	福西 義幸	甲賀市	(農) 酒人ふあーむ
21	農業法人経営者	安田 惣左衛門	近江八幡市	(農) ファームにしおいそ
22	農業法人経営者	山本 忠宏	東近江市	(農) 野村町営農組合

(様式第1号)

しがの農業経営相談所 相談申込書

(宛先)

しがの農業経営相談所

申込書については、最寄りの県農産普及課またはJAを通じて提出いただくか、滋賀県農業会議（しがの農業経営相談所事務局）まで郵送願います。

〒 520-0807

大津市松本1丁目2-20

（FAX：077-524-0245）

（申込者）

住所：_____

氏名：_____ 印

※ 法人または団体にあっては、主たる事務所の所在地、

名称および代表者の氏名

※ 押印に代えて自筆のサインも可

私は、自らの農業経営に関する相談に対し、下記の「注意事項」および次頁の「個人情報および経営情報の取扱い」の内容に同意し、しがの農業経営相談所に相談を申し込みます。

記

● 申込者の経営概要および相談内容等

フリガナ								
法人(組織)名・代表者名 又は氏名								
相談窓口担当者 (法人・組織の場合に 記入)	役職・担当名等	フリガナ						
		氏名						
住 所	〒							
連絡先	電話番号		携帯番号					
	FAX番号		メールアドレス					
経営内容（栽培作物・面積・飼養家畜名等）								
相談の内容 又は 研修会・相談会名								
アドバイザー派遣	希望アドバイザー： ※ 希望するアドバイザーとならない場合があることを御了承願います。							
相談会等の 希望日時・会場 および行程等 ※希望日の2週間前 までに申し込み願 います	第1希望：平成	年	月	日	時	分～	時	分
	第2希望：平成	年	月	日	時	分～	時	分
	第3希望：平成	年	月	日	時	分～	時	分
	会場名：	(住所)						
	最寄駅：	線	駅	(駅からの交通手段、時間)				
	相談者側の人数：	名	※ 会場付近の地図を添付してください。					

<注意事項>

本相談に関する支援・助言の結果について、滋賀県農業再生協議会（構成員等含む）やアドバイザー等が責任を負うものではありません。あくまでも申込者の意思・判断のもとに取り組み、発生した損失については、申込者（取組者）本人が負うものとなります。

アドバイザー派遣に関する所定の謝金、旅費等の経費は不要ですが、それ以外の経費が発生した場合は、申込者の負担となります。

経営相談・支援内容の改善のため、国、県および滋賀県農業再生協議会の構成員等への情報提供を行う場合がありますので、次頁「個人情報および経営情報の取扱い」に同意いただき、併せて提出願います。

個人情報および経営情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報および経営情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

しがの農業経営相談所（農業経営高度化アドバイザー派遣事業）に係る 個人情報および経営情報の取扱いについて

しがの農業経営相談所は、農業経営高度化アドバイザー派遣事業（国庫事業名：農業経営者総合サポート事業）の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、しがの農業経営相談所は、本事業による活動で得た個人情報等について、経営相談・診断や経営戦略会議での審査・検討、相談カルテの作成、国への報告等で利用します。

なお、本事業等の円滑な実施のために、次の関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

関係機関

国、県、市町、農業協同組合、滋賀県農業再生協議会、滋賀県農業協同組合中央会、(一社)滋賀県農業会議、JA滋賀担い手サポートセンター、全国農業協同組合連合会滋賀県本部、(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金、農地中間管理機構、(株)日本政策金融公庫、地域農業センター、その他しがの農業経営相談所の連携機関・団体

個人情報および経営情報の取扱いの確認

「個人情報および経営情報の取扱い」に記載された内容について同意します

平成 年 月 日

(個人・法人・組織名)

氏名（代表者名）

印



秋の農作業安全月間

滋賀県農業経営課

秋の農繁期を迎えるにあたり、県では下記の期間を「秋の農作業安全月間」と定め、関係機関と連携して、農業者の方々に対して農作業事故防止に向けた啓発活動を行います。

農業者の方々が集まる機会などにおいて、「重点啓発事項」を中心に農作業事故防止を積極的に呼び掛けさせていただきますようお願いします。

期 間

平成30年9月1日(土)～10月31日(水)

啓発方法

- ・重点啓発事項の周知徹底（農業団体、市町、その他関係機関を通じて）
- ・啓発ポスター、チラシの配布
- ・啓発DVD、ビデオの貸出し
(申込先：県農業経営課水田農業・作物振興係 TEL 077-528-3833)

重点啓発事項

- コンバインやトラクターでの荷場への出入り時は、転落・転倒に注意しましょう。
- 機械の清掃・点検、わらの除去等を行うときは、必ずエンジンを止めましょう。
また、道路交通の安全確保、道路美化のため、機械についたわらくずや土は、できる限り荷場内で取り除きましょう。
- 作業時は、機械に巻き込まれにくい服装や安全防護用具（ヘルメット、草刈り時の防護眼鏡等）を着用するなど、作業に適した服装で行いましょう。
- 早朝や夕暮れ時に、自動車などから識別できるよう、低速車マークや反射板を取り付けましょう。
- 草刈り機を使用する際には、必ず事前に農道や畦畔の点検を行い、石や空き缶など作業の障害となるものを取り除きましょう。
- 万一の事故に備えて労災保険に加入しましょう。

【滋賀県内における農作業事故の発生状況】

(単位：件)

区分\年次	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
事故発生件数	46	45	42	56	57	45	53	60	40	43	44	40	42	40	40	39	40	
人身事故	41	36	38	48	42	39	44	50	34	36	36	33	37	36	32	31	33	
人身事故の内訳	軽傷	12	8	14	13	12	12	17	24	10	15	11	4	14	14	9	14	10
	重傷	18	20	16	28	25	23	25	21	21	17	18	28	20	20	18	13	18
	死亡	8	4	1	4	3	3	1	4	1	3	3	1	3	2	5	1	3
	不明	3	4	7	3	2	1	1	2	1	4	0	0	0	0	3	2	
物損事故	5	9	4	8	15	6	9	10	6	7	8	7	5	4	8	8	7	

農作業事故実態調査（滋賀県）



地下水位制御システム「FOEAS」を導入した モデル圃場について

全農滋賀県本部 営農資材部営農対策課

全農滋賀県本部は平成29年度に地下水位制御システム「FOEAS」を導入した「営農モデル圃場」を県内2カ所(野洲市内、東近江市内)に設置し、麦、大豆、野菜の生産性向上による農業所得向上をテーマにした実証試験を行っています。JA、県、関係機関の協力を得ながら平成32年度までの4年間にわたり実証試験を行います。

初年度は、野洲市内のモデル圃場でキャベツの生産に取り組み、東近江市内のモデル圃場では現在、小麦の生産に取り組んでいます。

「FOEAS」は地下水位を制御することで、乾燥時には地下から灌漑、大雨時には地下排水を行うため、干ばつや湿害のリスクを回避できます。また作物の生育に合わせて適期に最適な土壤水分にすることで、発芽揃いの向上、苗活着促進、品質・等級の向上、収量増加などの効果が期待できます。水田から畑、畑から水田への転換も容易にできます。

野洲市内のキャベツの生産は、苗の定植後に地下水位を制御し土壤を適度に湿らせることで、従来まで行っていた灌水作業を省略でき作業を削減するなどの効果がありました。東近江市内の小麦生産ではFOEASの排水機能を活かすため、額縁明渠のみ設置し生産に取り組みました。生育調査の結果は、茎数が対象区と比較して多く、順調に生育し、収穫を終えました。

また、モデル圃場を農家の皆さん、JA・関係者の皆さんに知つてもらおうと、FOEASの施工現場研修会、現地研修会も開催しました。

今後、JA、県、関係機関と協力し、実証試験に取り組み「営農モデル」を確立し、JA、農家に広く紹介していきます。



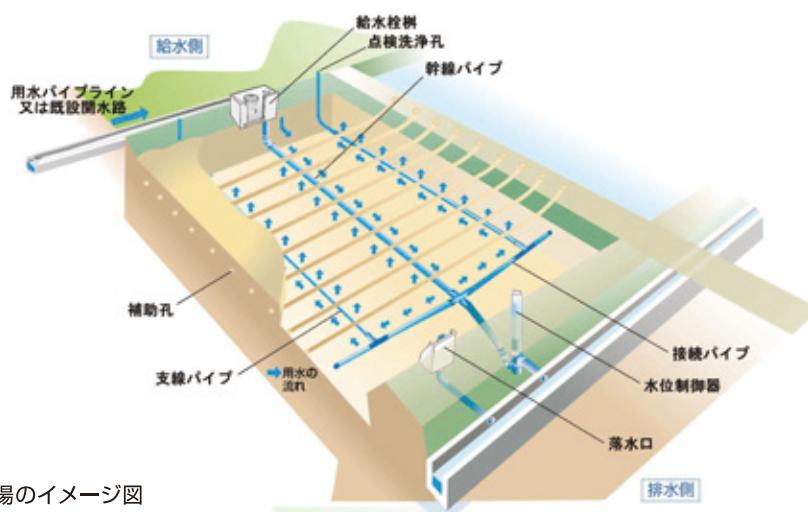
FOEAS営農モデル展示圃(小麦)



FOEAS営農モデル展示圃(キャベツ)



FOEAS施工現場研修会





オーガニック農業への挑戦

滋賀県食のブランド推進課

1.環境保全型農業の取組「6年連続日本一」

環境こだわり農産物の取組面積は、平成29年度には15,600haを超え、直接支払取組面積は6年間連続日本一となっています。特に水稻では作付面積の概ね半分で取り組まれ、京阪神にも販売が進んできました。



2.オーガニック農業への挑戦

全国の環境保全型農業をけん引してきたトップランナーとして、さらにブランド力強化や琵琶湖の保全に資する取組を推進するため、今年度より新たに化学合成農薬・化学肥料を使用しないオーガニック農業（有機農業）の生産拡大に向けた取組をスタートしました。

オーガニック農業の最大の課題は雑草防除対策と有利販売可能な販路の確保となりますので、今回はその対応に向けた活動について紹介します。

3.オーガニック農業における雑草防除対策

オーガニック農業（水稻）の栽培技術確立に向け、乗用型水田除草機（8条）を用いた技術実証（写真）を県内3か所（甲賀市・東近江市・長浜市）に設置するとともに、草津市、彦根市、高島市も含めた6ヶ所で同機の実演会を開催しました。



水田駆動除草機による除草作業

のべ150名を超える農業者や関係者に効果を確認いただき、初めて見る方からは、「機械の設定が複雑」、「生育への影響が心配」という声もありましたが、既に取り組まれている方からは、「従来の作業機より欠株率が少ない」、「作業速度が速い」、「雑草掻き取り効果の向上も期待できる」など高い評価がありました。

県では今年度の実証結果も踏まえ、栽培技術を体系化した「栽培の手引き」を作成し技術の普及を進めてまいります。

4.オーガニック米の販路開拓

販路開拓に向けた基礎資料とするため既に取り組まれている農業者を中心にオーガニック米の作付け拡大意向を調査いたしました。（有効回答83件）。

その結果、仮に販路があった場合に拡大意向を持つ者は全体の約4割で、拡大可能面積の合計は約43ha、推定生産量は153t（内、有機JAS対応可能量は74t）との回答でした。

今後は、オーガニックエキスポ等へ出展するなど、関係団体と連携しながら新たな販路開拓を積極的に進め、平成31年産米での作付け拡大に繋げていきたいと考えています。

5.さいごに

オーガニック米の作付け拡大に向けた取組は第一歩を踏み出したばかりですが、このことが象徴的な取組として環境こだわり農産物、さらには近江米全体のブランド力向上・消費拡大につながるよう、また、将来的には「オーガニック米でも日本一」となり、「オーガニック米と言えば滋賀県」と言われるよう着実に取組を進めてまいります。

平成30年産 麦類の共同乾燥調製施設における良品質麦づくりのための荷受時巡回調査を実施

近江米振興協会では、平成30年度麦類荷受時における施設巡回を6月11日～25日の間（延べ4日間）、関係機関の協力を得て県内JAのCE27施設、RC4施設の共乾施設を対象に、品質状況の把握と適切な施設稼働による“良品質麦づくり並びに品質事故防止”を目的に実施しました。

本年産麦の生育状況は、県農業技術振興センターの麦類生育情報では、4月13日調査によると、11月6日播きの「農林61号」、「ふくさやか」ともに平年に比べて草丈は短いが、茎数はやや多く、葉数は平年と比べて多い状況でした。

播種時期の違いによる生育差が大きく、特に県北部の播種が遅かったほ場では茎数は少ないものの、その他のほ場では概ね平年並の生育量まで追いついています。

出穂期は平年よりやや遅れたものの、4月下旬の平均気温がかなり高かったことから、開花までの日数は平年より短く、開花期は平年並からやや早い状況になっています。

のことから、本年産麦の刈り取り時期は、ビール麦は5月22日、小粒大麦は5月29日、小麦は6月5日から荷受けされ、大麦は概ね天候に恵まれ、順調に進みました。

一方、普通小麦の荷受については、6月に入って「シロガネ」、「ふくさやか」、「農林61号」の順に荷受が開始され、一部で雨に遇った荷受け麦があり、高水分麦の搬入がありました。概ね順調に荷受けがされ、荷受け水分は最高32.7%～最低11.0%の荷受けとなりました。

一日の荷受量（巡回期間）では、300t以上 の荷受が4施設（昨年は3）で、200t以上300t未満の施設は21施設（昨年は3施設）と昨年と比べ大幅に増えており、これに伴い、半乾燥処理を実施した施設が多くありました。

品質については、今回の聞き取りでは概ね平年並みの施設が多かったものの、一部施設で軽微な赤カビ病の荷受け麦がありましたが、キチンと別処理対応がなされていて、精選麦では皆無であると思われます。充実度は概ね平年並の施設が多かったが、容積重が軽いという施設が見受けられました。小麦の収量については、湖南・湖東管内は平年より多く、湖北管内は少ないという施設がありました。

県内産麦については、共乾施設利用100%であることから、実需者が求めている良品質麦出荷に向けた施設での調製作業が重要となります。

各機関・団体のホームページ紹介

平成30年7月現在

機 関 名	U R L
滋賀県庁	http://www.pref.shiga.lg.jp/
滋賀県農業技術振興センター	http://www.pref.shiga.lg.jp/g/nogyo/
滋賀県病害虫防除所	http://www.pref.shiga.lg.jp/g/byogaichu/
滋賀のおいしいコレクション	http://shigaquo.jp/
近畿農政局滋賀県拠点	http://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/siga/index_2012.html
(公社)米穀機構(米ネット)	http://www.komenet.jp/
J A 滋賀中央会	http://www.jas.or.jp/
J A 全農しが	http://www.si.zennoh.or.jp/
J A バンク滋賀信連	http://www.sinren.jas.or.jp/
J A 共済連滋賀	http://www.ja-kyosai.or.jp/
N O S A I 滋賀	http://www.nosai-shiga.or.jp/
滋賀県市長会	http://www.shigamayors.jp/
滋賀県町村会	http://shiga-chousonkai.jp/assemblies/index.html
近江米振興協会(県協会)	http://www.ohmimai.jp/index.html
近江米振興協会(正会員／協力会員リンク)	http://www.ohmimai.jp/link

平成30年度 近江米情報部会員名簿

平成30年6月現在（敬称略）

役 職 名	氏 名	所 属
部 会 長	林 吉 一	県農業技術振興センター 農業革新支援部長
副 部 会 長	森 茂 之	県農政水産部 農業経営課主査
〃	関 谷 孝 弘	J A 全農しが 米穀課
部 会 員	喜 多 星 也	県農政水産部 食のブランド推進課主事
〃	下 川 陽 一	県病害虫防除所主幹
〃	川 端 一 起	J A 滋賀中央会 農業対策部 監査士
〃	堀 哲 司	J A 全農しが 園芸農産課

☆ 本年度、「近江米情報」の編集発行に携わっていただいている方々です。